令和５年度山形市介護保険サービス事業所等光熱費・食材費支援給付金交付要綱

（目的及び交付）

第１条　市長は、原油価格・物価高騰の影響を受けている介護保険サービス等を提供する事業所等に対し、光熱費及び食材費（以下「光熱費等」という。）に係る経費を支援することにより、利用者が安心して介護保険サービス等を受けられる環境を維持するため、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で山形市介護保険サービス事業所等光熱費・食材費支援給付金（以下「支援給付金」という。）を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　入所系事業所等　本市に所在する次に掲げる事業所及び施設をいう。

ア　本市の指定を受けた介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

イ　本市に届出をした養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

⑵　通所系事業所等　本市に所在する次に掲げる事業所及び団体をいう。

ア　本市の指定を受けた通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、通所型サービス（従前相当）事業所及び通所型サービスＡ事業所

イ　本市と「元気あっぷ教室業務」の委託契約を締結した通所型サービスＣ事業所

ウ　令和５年度山形市地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金交付要綱（令和５年４月１日施行）に基づく補助金の交付を受ける通所型サービスＢ実施団体

⑶　訪問系事業所等　本市に所在する次に掲げる事業所及び団体をいう。

ア　本市の指定を受けた訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所・特定福祉用具販売事業所、居宅療養管理指導事業所、介護予防支援事業所、訪問型サービス（従前相当）事業所及び訪問型サービスＡ事業所

イ　本市と「訪問型サービスＣ（栄養改善プログラム）おいしく栄養あっぷ訪問業務」の委託契約を締結した訪問型サービスＣ事業所及び本市と「認知症初期集中支援事業及び認知症地域支援推進事業業務」の委託契約を締結した認知症初期集中支援事業及び認知症地域支援推進事業実施団体（以下「認知症初期集中支援事業等実施団体」という。）

ウ　令和５年度山形市地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受ける訪問型サービスＢ実施団体及び訪問型サービスＤ実施団体

２　この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成９年法律第１２３号）、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第２６号）、地域支援事業の実施について（平成１８年６月９日付け老発０６０９００１号厚生労働省老健局長通知）別紙「地域支援事業実施要綱」、山形市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成２８年３月１日施行）及び令和５年度山形市地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金交付要綱において使用する用語の例による。

（交付対象期間）

第３条　支援給付金の交付の対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）は、令和５年４月１日（光熱費については、同年６月１日）から令和６年３月３１日までの期間とする。

（交付対象者）

第４条　支援給付金の交付の対象となる者は、支援給付金の交付申請の時点において入所系事業所等、通所系事業所等又は訪問系事業所等（以下「事業所等」という。）を運営する法人とする。

（支援給付金の額）

第５条　支援給付金の額は、別表のとおりとする。

（支援給付金の申請）

第６条　支援給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和５年度山形市介護保険サービス事業所等光熱費・食材費支援給付金交付申請書（別記様式第１号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

⑴　事業所・施設別申請額一覧（別記様式第２号）

⑵　振込先口座情報（別記様式第３号）

⑶　その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請を行う場合において、複数の事業所等を運営する法人にあっては、当該複数の事業所等について一括して申請するものとする。

３　第１項の規定による申請の期間は、市長が別に定める期間とする。

（交付決定内容の通知）

第７条　市長は、前条第１項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、支援給付金の交付の適否を決定し、その旨を令和５年度山形市介護保険サービス事業所等光熱費・食材費支援給付金交付（不交付）決定通知書（別記様式第４号）により当該申請者に対し通知するものとする。

（支援給付金の支払）

第８条　市長は、前条の規定により支援給付金の交付を決定したときは、当該交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、支援給付金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第９条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　事業所等における介護保険サービス等の休止又は廃止により支援給付金の交付の決定に係る当該介護保険サービス等の提供月数に変更が生ずることが明らかになったとき。

⑵　偽りその他不正の手段により支援給付金の交付を受けたとき。

⑶　この要綱の規定に反する行為があったとき。

⑷　その他市長が支援給付金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

２　市長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を令和５年度山形市介護保険サービス事業所等光熱費・食材費支援給付金交付決定取消通知書（別記様式第５号）により当該交付決定者に対し通知する。

（給付金の返還）

第１０条　交付決定者は、前条第１項の規定により支援給付金の交付の決定を取り消されたときは、市長の請求に応じ、支援給付金を返還しなければならない。

（調査等）

第１１条　市長は、支援給付金の交付に関し必要と認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

（関係書類の整理保管）

第１２条　交付決定者は、支援給付金に係る関係書類を令和６年度の初日から起算して５年間保管しておかなければならない。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、支援給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年７月１３日から施行する。